

国総環リ第79号
平成28年10月28日

一般社団法人 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局
公共事業企画調整課長



「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」の一部改正について

「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」は、二酸化炭素排出低減に資する燃費基準達成建設機械の普及促進を図るとともに、燃費性能の優れた建設機械や建設施工に関する建設業者による自発的な活動の実施を促進し、地球環境保全に寄与することを目的として、平成25年3月に、下記の3機種について燃費基準値を設定し、制度を発足しました。

- ・油圧ショベル（バケット容量0.25m³～1.7m³）
- ・ブルドーザ（定格出力19kW～300kW）
- ・ホイールローダ（定格出力40kW～230kW）

2014年9月に開催した「建設施工の地球温暖化対策検討分科会」における、審議結果を受け、2014年10月に油圧ショベルの燃費基準値（バケット容量0.085m³～0.25m³）を追加したところです。

このたび、2016年8月に開催した「建設施工の地球温暖化対策検討分科会」における、審議結果を受け、ホイールクレーンの燃費基準値（最大吊り荷重4.9～79ton）を設定します。

つきましては、燃費性能の優れた建設機械の普及を図るため、貴会傘下会員に対する周知をお願い致します。